

施設整備マニュアル編（公園）参考資料

※公園に設置する便所については、規則別表第1建築物の部 17公衆便所として整備基準が適用されます。この参考資料では、施設整備マニュアル（建築物編）の「9便所」と「14案内設備」について、公園の整備に特化した内容に編集して掲載しています。その他の適用される整備項目については、施設整備マニュアル（建築物編）の概要編（P31）を参照ください。

9 便所（公園に設置する便所）

基本的な考え

多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房の他に乳幼児の設備を有する便房などを適切に配置する必要があります。

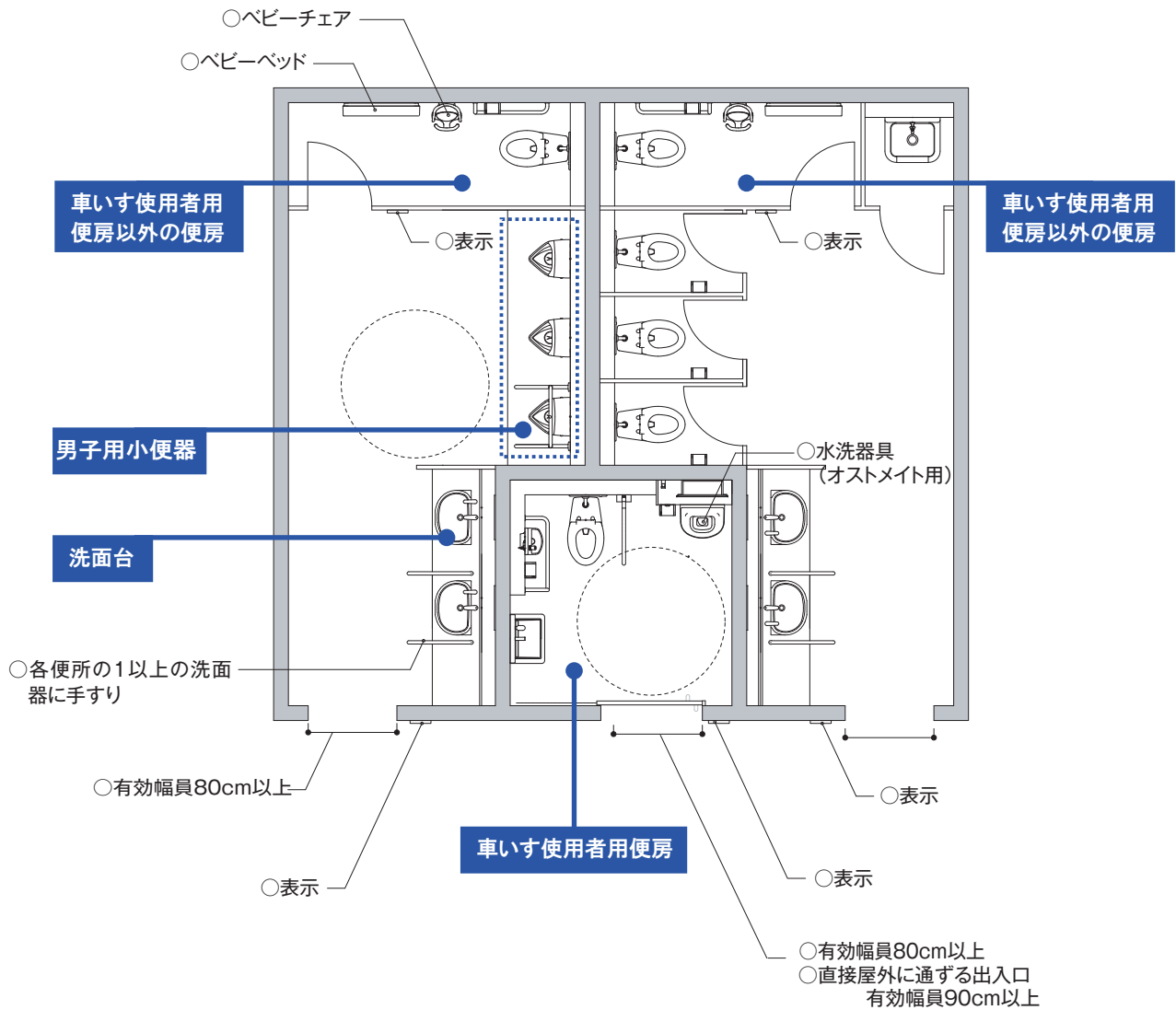
また、それらの設備をすべて一つの便房内に設置する多機能便房では、利用者の使いやすさに配慮して各設備を配置する必要があります。



1. 全ての便所に関する基準

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。	同左	9-1
イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	
ウ	出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
エ	次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	—	9-2
(7)	洗面器（乳幼児用のものを除く。）の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。	洗面器を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。	9-2
(イ)	洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-2
(ウ)	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-2

図9-1 便所の構成要素



(1) 全ての便所に関する基準

整備基準 9-(1)

- 便所を複数設ける場合は、各便所に1以上、洗面台を設置することが必要である。
- また、便所内に男子用小便器を設ける場合は1以上に、9-(1)-オを満たす男子用小便器を設置することが必要である。
- 車いす使用者用便房以外の便房の場合は1以上を、9-(1)-カを満たす車いす使用者用便房以外の便房とすることが必要である。
- （男女の区別がある場合は、それぞれ1以上）

(2) 車いす使用者用便房及びオストメイト用便房に関する基準便所に関する基準

整備基準 9-(2)-ア、イ

- 便所のうち1以上に、車いす使用者用便房及びオストメイト用便房を設けること。（男女の区別がある場合は、それぞれ1以上）

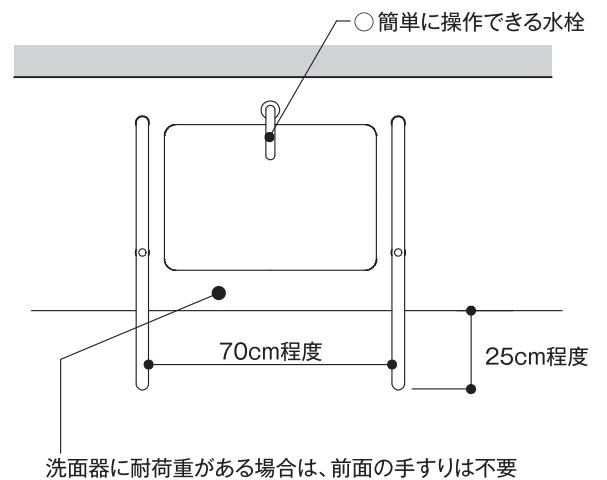
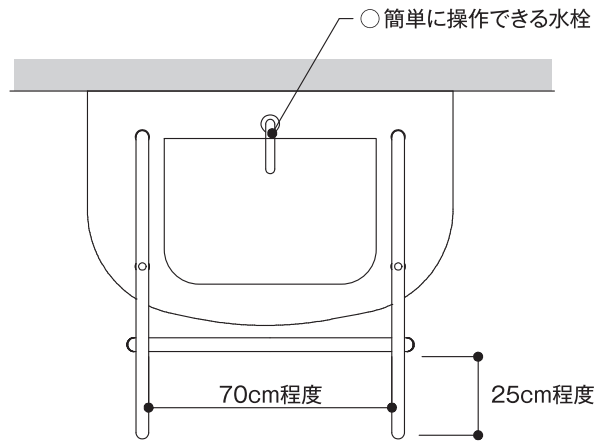
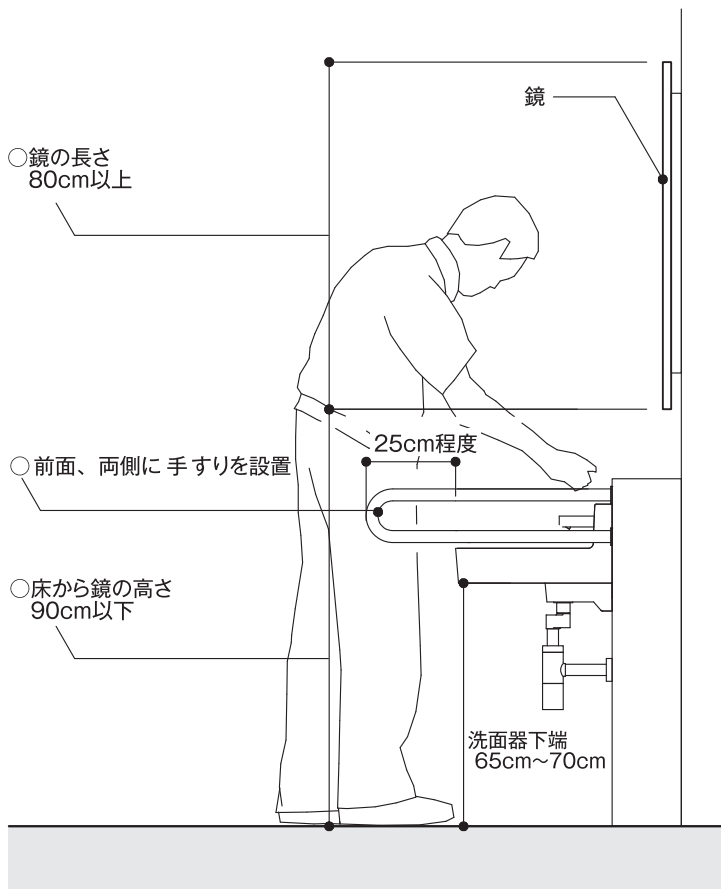
(3) ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

整備基準 9-(3)

- 公園の便所には、便房のうち1以上に、ベビーベッド及びベビーチェアを設けること。（男女の区別がある場合は、それぞれ1以上）

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	同左	9-3
	(7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	同左	9-3
	(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	同左	9-3
	(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。	—	9-3
	(イ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	—	9-3
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。	同左	9-4
	(7) 手すりを設けること。	同左	9-4
	(イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	9-4
	(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。	同左	9-4

図9-2 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の例

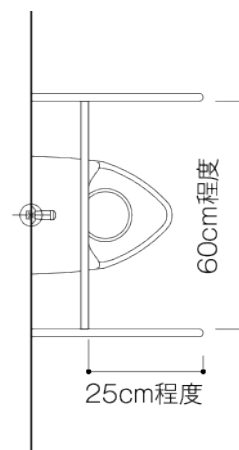
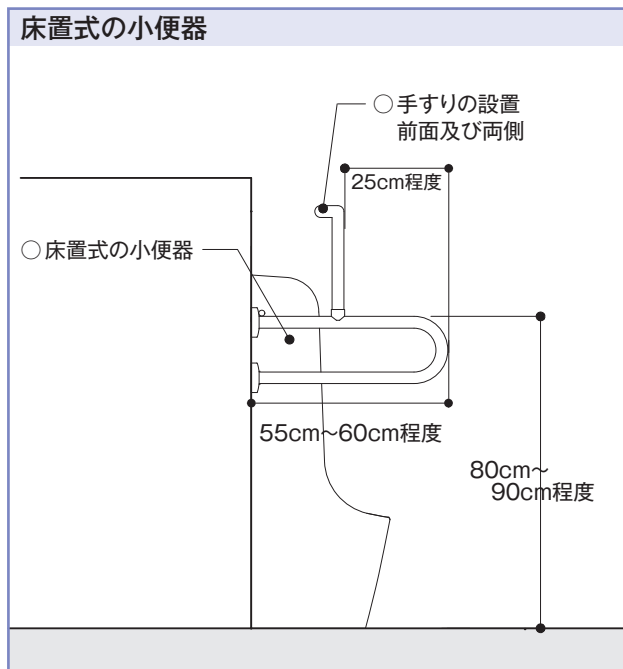
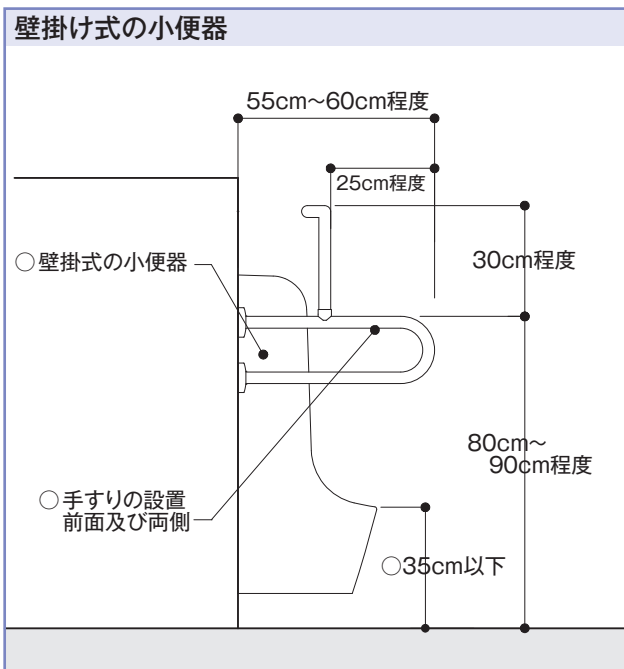


洗面器の手すり

整備基準 9-(1)-エ-(7)

- 各便所に1台以上、使用時に体を支えることができるように、洗面器の前方及び両側に手すりを設ける必要がある。
- 洗面器に耐荷重がある場合は、前面の手すりは不要である。
- 乳幼児専用の洗面器には手すりは不要となる。
- 多機能便房に男子用小便器のみ便房が併設される場合は、男子用小便器のみの便房に設置する洗面器にも手すりが必要となる。

図9-3 男子用小便器の例



<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2012-2013]

小便器の手すり

整備基準 9-(1)-オ-(イ)

- 各便所に1以上必要となる。
- 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が、左右の手すりによりかかり、又は、前面の手すりに胸をあてて体を支えながら排泄するために必要となる。
- ♥ 移動距離を最短にするため、便所の入口から最も近い小便器に設置することが望ましい。

小便器の前のスペースの確保

整備基準 9-(1)-オ-(イ)

- 車いす使用者の利用を考慮し、小便器の前に車いす使用者が円滑に利用できるような空間の確保が必要である。

小便器のみの便房の例

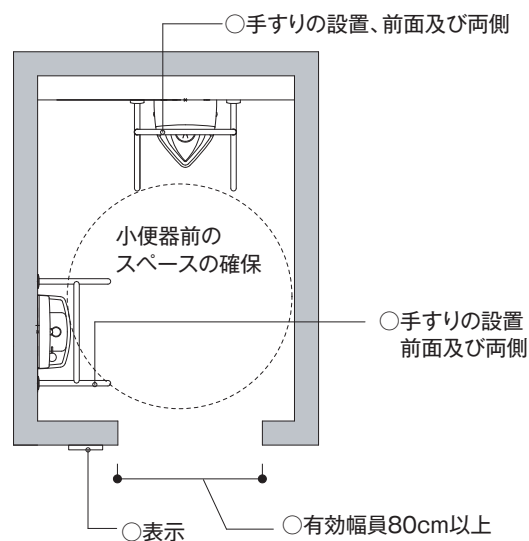
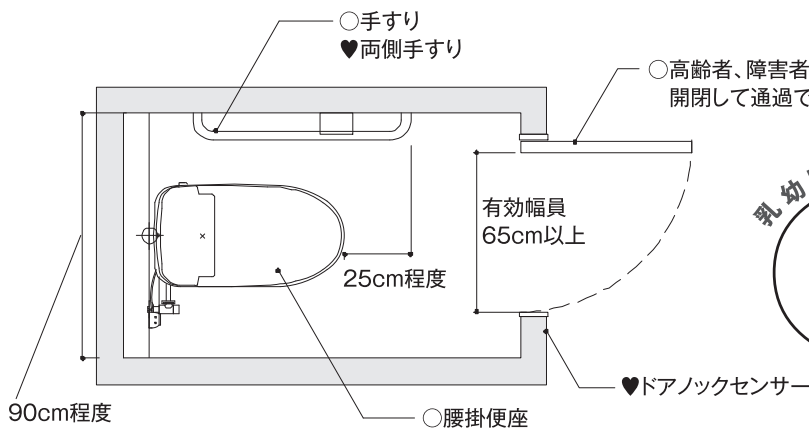
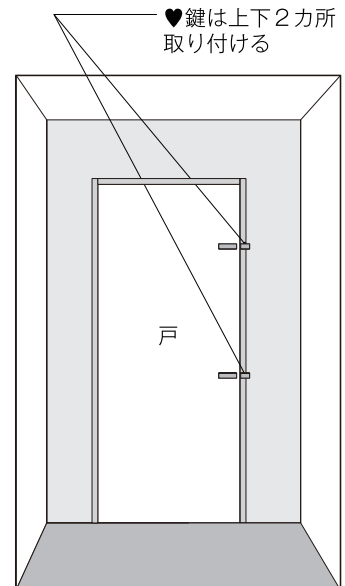
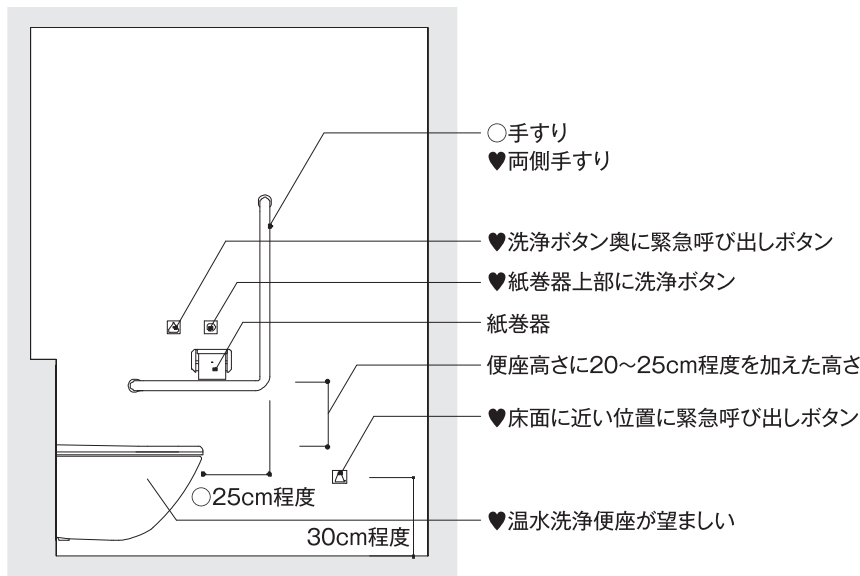


図9-4 その他の便房の例



乳幼児連れ利用者の声

子どもと一緒に便房に入ると、子どもが勝手に鍵をあけて出て行ってしまふことがあります。高い所にも鍵をつけてほしいです。



その他の便房とは

整備基準 9-(1)-カ

- 「その他の便房」とは、車いす使用者用便房以外の便房のことである。各便所に1以上必要となる。
- ♥ 非常用呼び出しボタンを設けるほか、各器具の配置は、日本工業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) とすることが望ましい。

手すりの構造

整備基準 9-(1)-カ-(7)

- 高齢者や歩行困難者のために、立位姿勢を補助し、排泄中の姿勢を安定させるために必要な設備である。
- ♥ その他の便房の手すりはL型手すりとして望ましい。
- ♥ その他の便房の手すりは両側に設けることが望ましい。

戸の構造

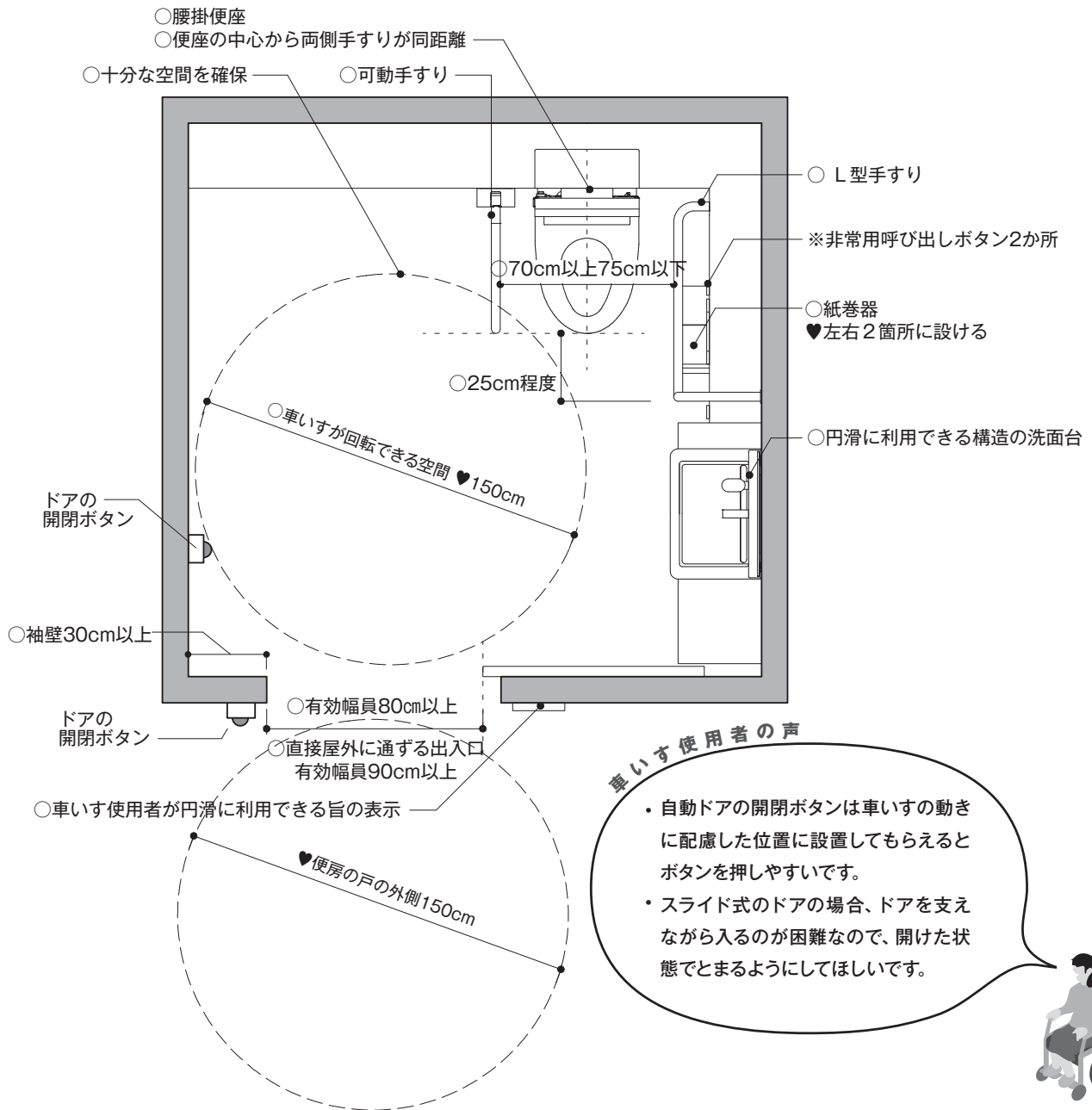
整備基準 9-(1)-カ-(1)

- 開き戸より引き戸や折り戸が開閉しやすい。
- 開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常時に戸が取り外せる構造 (当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮をする) とすること。
- 施錠装置は弱い力でも簡単に操作できる構造とすること。
- 便房使用中に、外側から使用中であることがわかる構造とすること。
- その他の便房の出入口の有効幅員は65cm以上とすること。
- ♥ その他の便房のドアには、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサー等を設置することが望ましい。
- ♥ ドアの鍵は、子どもとの同室を想定し、通常の位置と子どもの手の届かない高い位置の2箇所に設置することが望ましい。

2-1.車いす使用者用便房に関する基準

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。	同左	
	(ア) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	同左	
	(イ) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	手すりが適切に配置されていること。	9-7 9-8
	a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-7 9-8
	b L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
	c L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-7
	d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-7
	e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-7 9-8
	(ウ) 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	腰掛便座が適切に配置されていること。	9-7 9-8
	a 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-7
	b 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	—	9-8
	c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-8
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	9-7
	(オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	9-9
a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-9	

図9-7 車いす使用者用便房の例



車いす使用者の声

- 自動ドアの開閉ボタンは車いすの動きに配慮した位置に設置してもらえるとボタンを押しやすいです。
- スライド式のドアの場合、ドアを支えながら入るのが困難なので、開けた状態でとまるようにしてほしいです。



十分な空間を確保
整備基準 9-(2)-ア-(I)

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、原則として、便房内の設備等と干渉しないよう、直径150cm以上の円がスペースの目安となる。

袖壁の設置
整備基準 9-(2)-ア-(ク)、4-(4)

- ⇒ 施設整備マニュアル(建築)「4出入口」を参照
- 戸の横に、袖壁を設置する必要がある。

便房の戸の外側の構造
♥ 直径150cm以上のスペースを確保することが望ましい。

右利き用と左利き用の配慮
整備基準 9-(2)

- ♥ 車いす使用者用者便房は、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ1以上設けることが望ましい。(上図は右利き用の例)

戸の構造(車いす使用者用便房を設ける場合)
整備基準 4-(1)、(2)、(3)、(4)

⇒ 施設整備マニュアル(建築)「4出入口」を参照

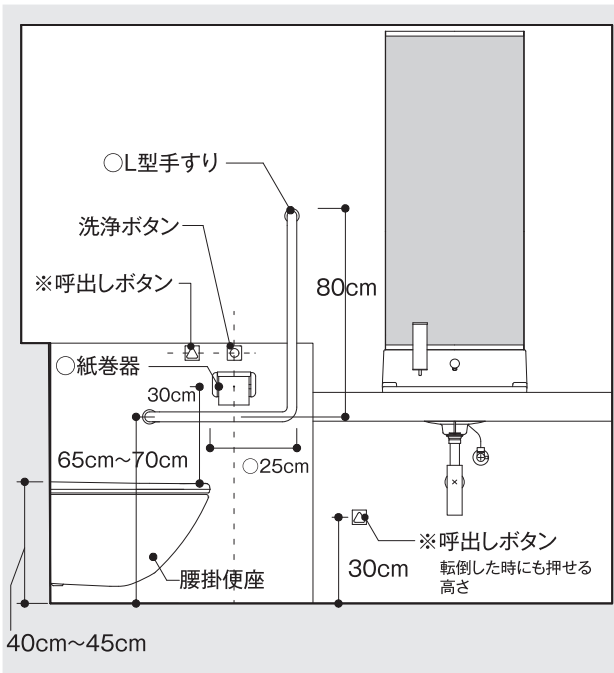
通路の有効幅員
整備基準 5-(2)-ア

- 利用居室(建築物に限る。)から車いす使用者用者便房の出入口までの経路は移動等円滑化経路であることから、通路の有効幅員は、140cm以上確保する必要がある。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
b	洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-9
c	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-9
(カ)	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-8
(キ)	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。(※)	—	9-8
(ク)	戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-7
(ケ)	当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	同左	9-7

※非常用呼出しボタンの基準については、別表第1 17公衆便所のうち同表第3公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、適用しない。ただし、設ける場合にあっては、整備基準を遵守しなければならない。(規則別表第9備考23参照)

図9-8 腰掛便座の位置及び構造



視覚障害者の声

どこに洗浄ボタンがあるのかわからず、困るため、便所の洗浄ボタンはJIS規格に統一してほしいです。



腰掛便座の高さ

整備基準 9-(2)-ア-(ウ)-b

- 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとする。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

整備基準 9-(2)-ア-(カ)

- 紙巻器は便座から手の届く位置に設けること。

便器の洗浄ボタン

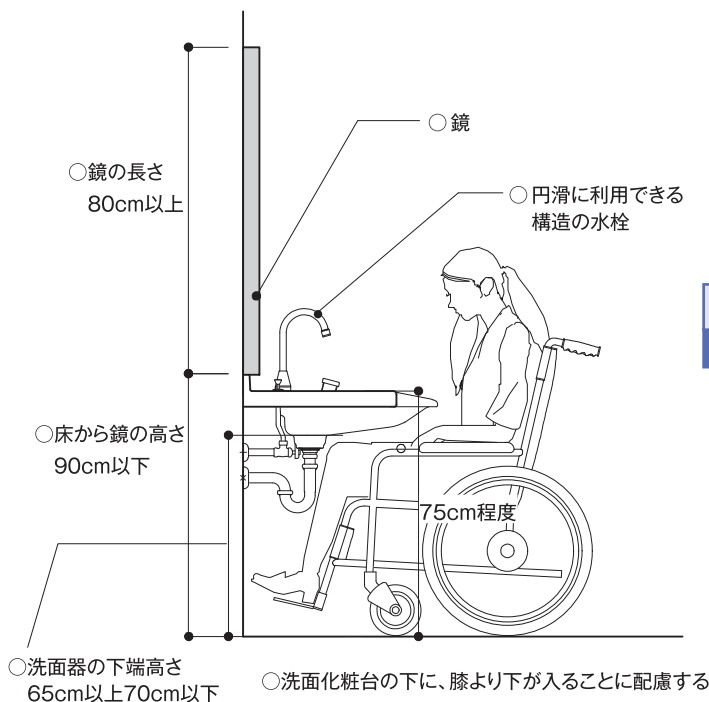
整備基準 9-(2)-ア-(ウ)-c

- 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とすることが必要。
- (例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつべら式押しボタン等

JIS規格

- ♥ 各設備の配置は、日本工業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。
- 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
- 緊急呼出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
- 転倒時にも配慮し、床面に近い位置にも呼出しボタンを設置

図9-9 車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例



洗面器の水栓

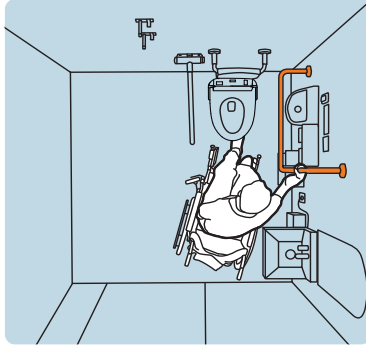
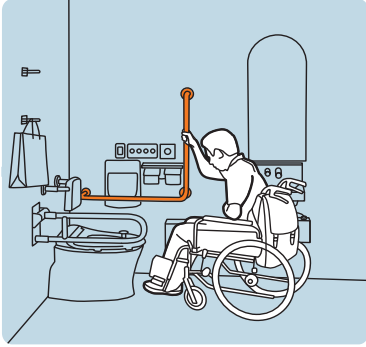
整備基準 9-(2)-ア-(イ)-a

- 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とすることが必要。
- (例) レバー式・光感知式等

車いす使用者の 便器へのアプローチ

<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2012-2013]

正面アプローチ(立位移乗の場合)

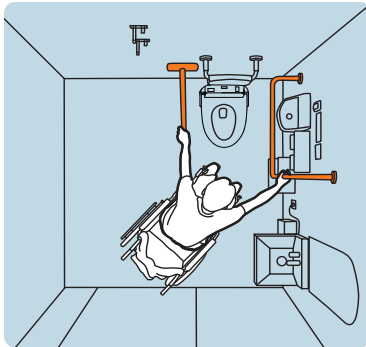
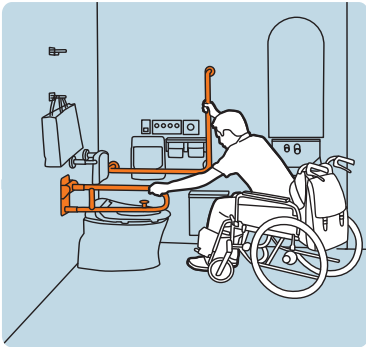


便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

POINT

便器の前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

斜め前方アプローチ(立位移乗の場合)

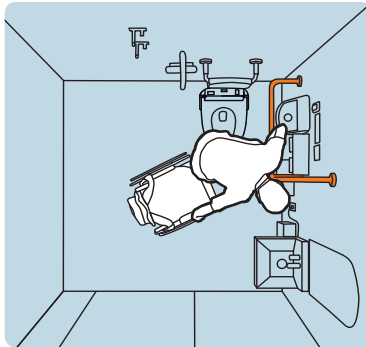
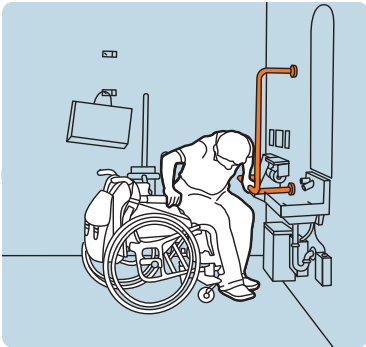


便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使っていったん立ち上がり、便器に移乗します。

POINT

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

直角アプローチ(座位移乗の場合)

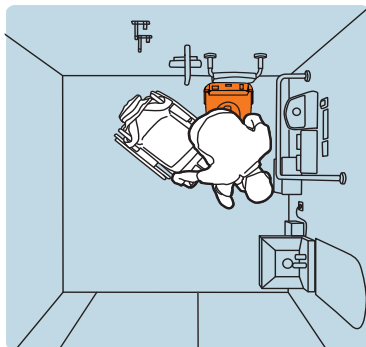
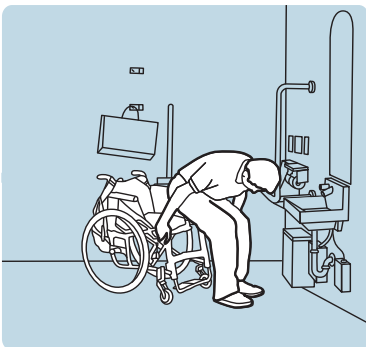


便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。
壁側手すりは前出の大きいものを選び移乗時に頭が壁と接触しないように手すりとの空間を確保する。

側方アプローチ(座位移乗の場合)



便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って(もしくは便座に手をつけて)腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

トイレのマナー

トイレは、車いす使用者、オストメイト、乳幼児向けなど、様々な高齢者、障害者等が利用しやすいよう多様な機能が必要とされており、それらが1つのトイレに整備される場合もあります。

車いす使用者用のトイレや多機能のトイレは、誰が使用しても良いのですが、他のトイレを使えない人が優先的に利用できるよう配慮が必要です。「一般トイレを利用できる方は、多機能トイレを長時間使用することは控えましょう。」など、貼り紙による啓発も有効です。

次に使用する人が気持ち良く使えるよう、きれいに使用することは基本ですが、次に使用する人が高齢者、障害者等でも利用しやすいよう以下に注意しましょう。

①折りたたみ式のベビーベッドや大きめのシートは元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

②腰掛便器の便座は元に戻しましょう。

便座をあげた場合は、手の不自由な方などのために元に戻しておきましょう。

③紙巻器

ペーパーが切れた場合は、手の不自由な方などのために補充しておきましょう。

④短時間利用

待っている人がいるかもしれません。なるべく短時間利用を心がけましょう。

※使用後は元に戻しましょう



大きめのシート使用時



使用後は元に戻す



収納時

全ての人が使いやすい施設にするために

様々な機能が盛り込まれた多機能トイレに、多くの人利用するようになって、車いすを使用する方が待たされるようになったとの声があります。機能を分散させることや、他の便所を使用できる人に対し配慮を求める掲示も有効です。



2-2.オストメイト用便房に関する基準

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
イ	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左	9-10 9-11
(ア)	当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	同左	9-10
(イ)	専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ(※)、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-10 9-11

※汚物入れに係る規定については、別表第1 17公衆便所のうち同表第3公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、当該公園又は緑地に当該公園又は緑地を管理するものが常駐している場合を除き、適用しない。(規則別表第9備考24参照)

コラム

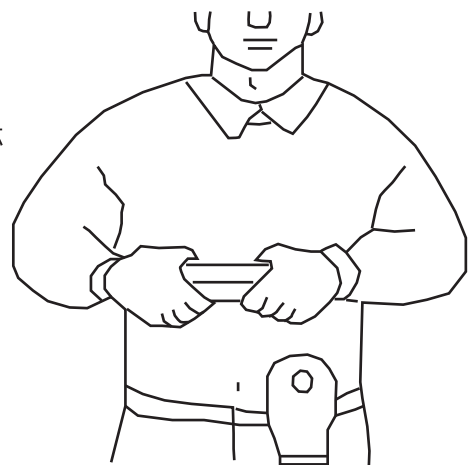
オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害(内部障害のひとつ)を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口(ギリシャ語でストーマ)」を造設した人を「オストメイト(ostomate)」と言います。国内には約20万~30万人のオストメイトがいると言われています。(社団法人日本オストミー協会)

オストメイトは括約筋が使えないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋=「パウチ」を腹部に装着しています。オストメイトはパウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この時に、パウチや腹部を洗浄する必要があります。

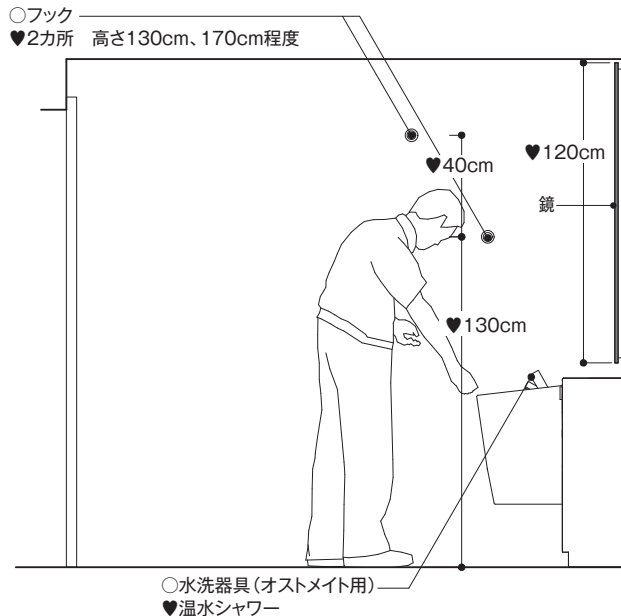
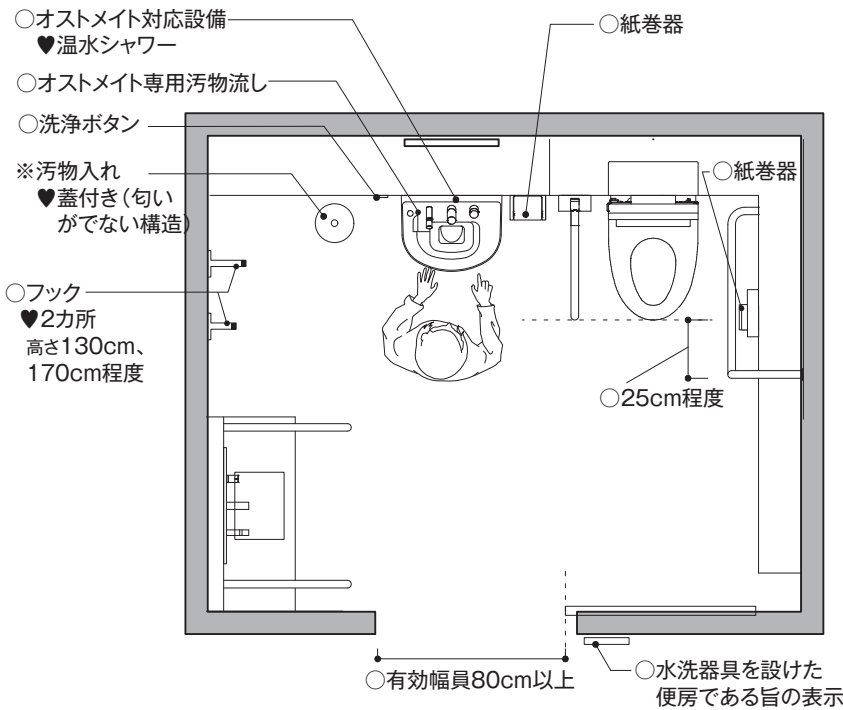


オストメイト対応の表示例



パウチ設置例

図9-10 その他便房にオストメイト対応設備を設けた整備例－1



温水シャワー

整備基準 9-(2)-イ

♥ オストメイト対応設備に、温水シャワーを設置することが望ましい。温水シャワーは、パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口（ストーマ）を洗うためのものである。

姿見鏡

♥ 全身を映すことができる姿見鏡を設けることが望ましい。鏡はパウチがきちんと装着しているか、確認するためのものである。

水洗器具

整備基準 9-(2)-イ

・ 水洗器具とは、パウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための器具（専用の汚物流し、フラッシュバルブ付きの水栓、洗浄ボタン）のことをいう。

♥ オストメイト対応設備は、建築物の区分ごとに1以上設けることが望ましい。

紙巻器・汚物入れ

整備基準 9-(2)-イ-(イ)

・ 紙巻器（腹部等を拭くもの）を、専用の汚物流しの近くに1箇所設ける必要がある。

・ 汚物入れとは、使用済みパウチを捨てるためのものである。

♥ 臭いの出ないように、蓋付きの構造とすることが望ましい。

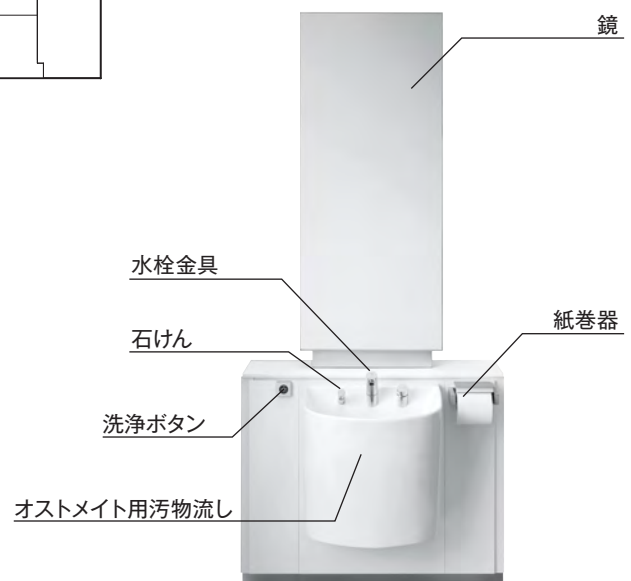
棚とフック

整備基準 9-(2)-イ-(イ)

・ 棚は、汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのものである。

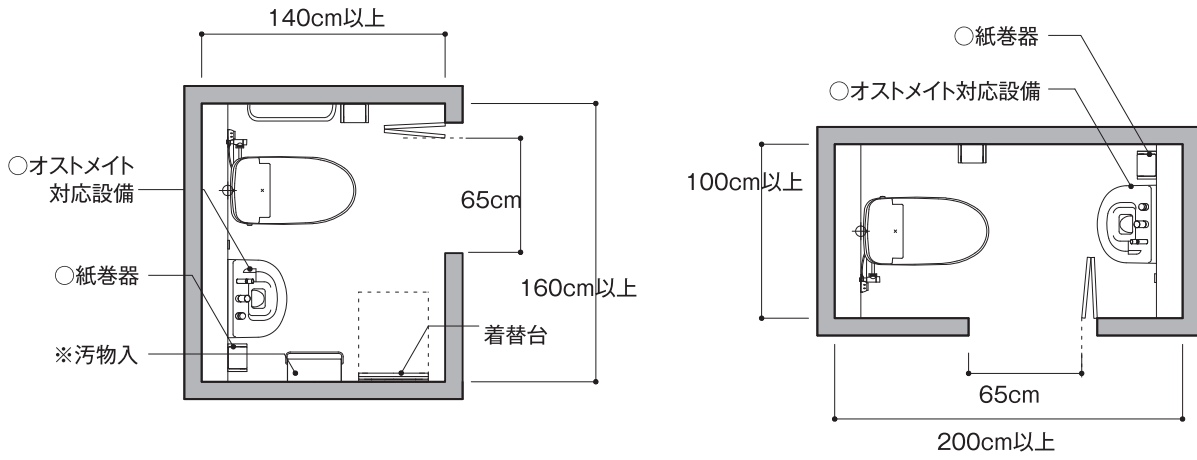
・ フックは、汚物を流したり、パウチを付け替える際に、衣服等を掛けるためのものである。

♥ フックは2箇所を設置し、設置する高さは、130cmと170cm程度にすることが望ましい。



<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2012-2013]

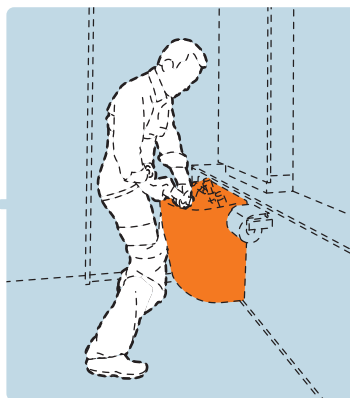
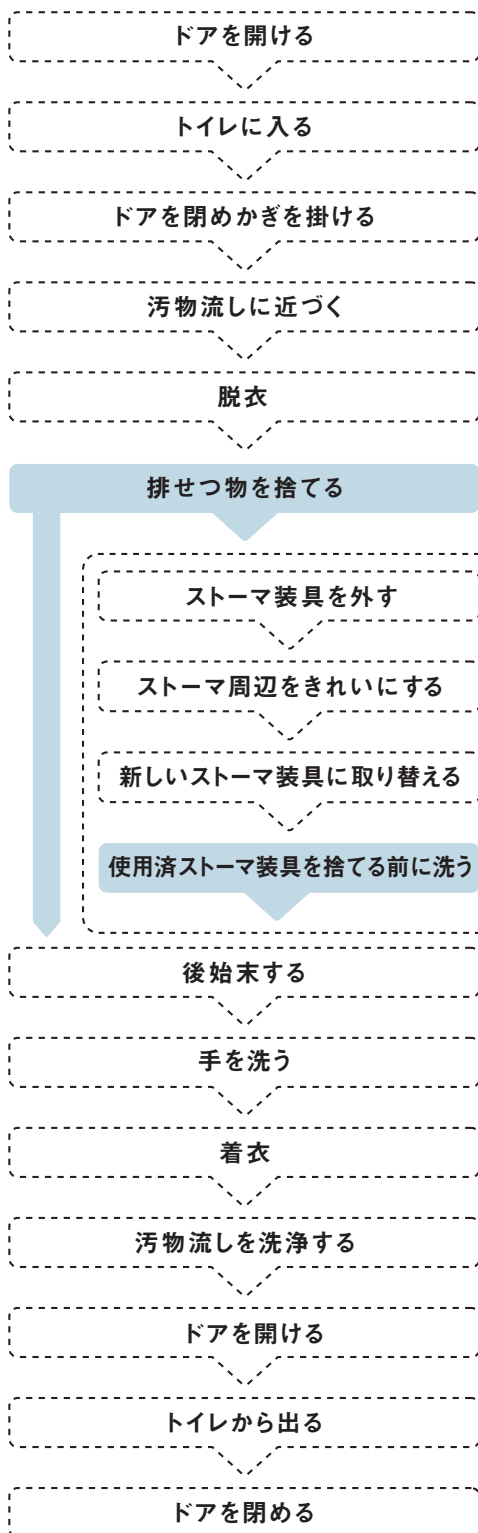
図9-11 オストメイト対応設備を設けた便房-2



水洗器具の使用方法 オストメイト（人工肛門・人工ぼうこう保有者）

<出典>TOTO バリアフリーブック【パブリックトイレ編 2012-2013】

1.汚物流し使用の場合

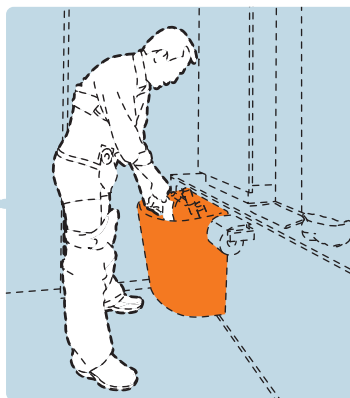


ストーマ装具（パウチ）にたまった排せつ物を汚物流しに捨てる。

POINT

ストーマ装具（パウチ）内の排せつ物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要。

ストーマ装具を新しいものに交換する場合



（ストーマ装具（パウチ）を交換する場合）使用済みのストーマ装具（パウチ）を捨てる前に洗う。

POINT

ストーマ装具（パウチ）を洗いやすい水栓が必要。

3.ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準（公園の場合）

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
<p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便所を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。</p> <p>対象用途は「公衆便所」となり、全ての施設が対象となる。</p>	—	9-13
<p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所</p>	—	9-13
<p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所</p>	—	9-13

（参考：関連条文）政令第14条、規則別表第1の2（9の項）、規則別表第5（9の項）

ベビーベッド・ベビーチェア

整備基準 9-(3)-ア、イ

⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備(建築物編)」(P.148)を参照

コラム

大きめのシート

不特定かつ多数が利用する公共性の高い施設は、大きめのシート（幅60cm以上×長さ125cm以上、高さ50cm程度、収納時30cm程度）を設け、その旨の表示を行うことが求められています。

大きめのシート 水洗器具(オストメイト用)



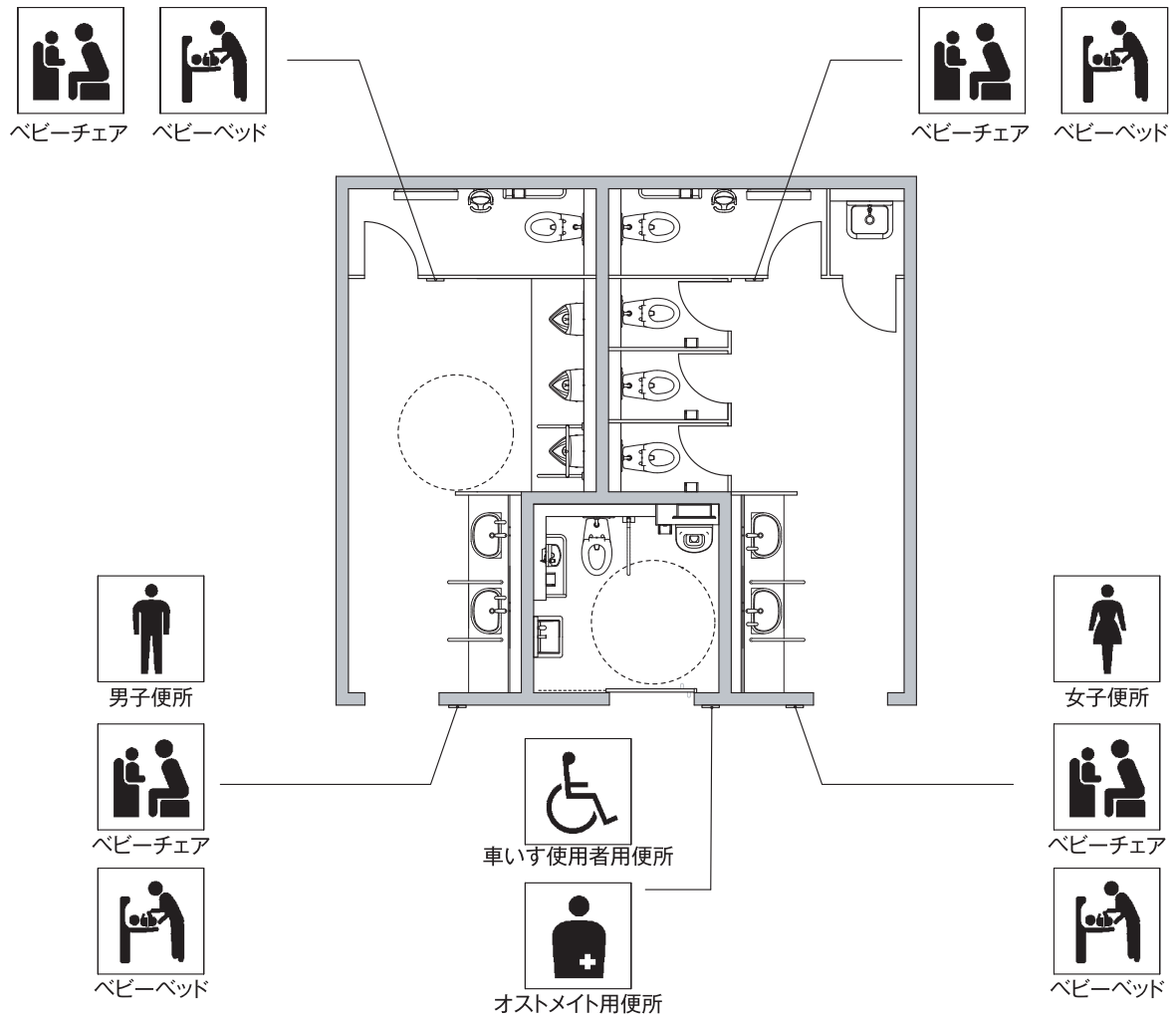
<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2012-2013]

車いす使用者の声

大人は車いすに座ったままのおむつ交換は難しいので、ベビーベッドだけでなく、大きめのシートも設置してほしいです。



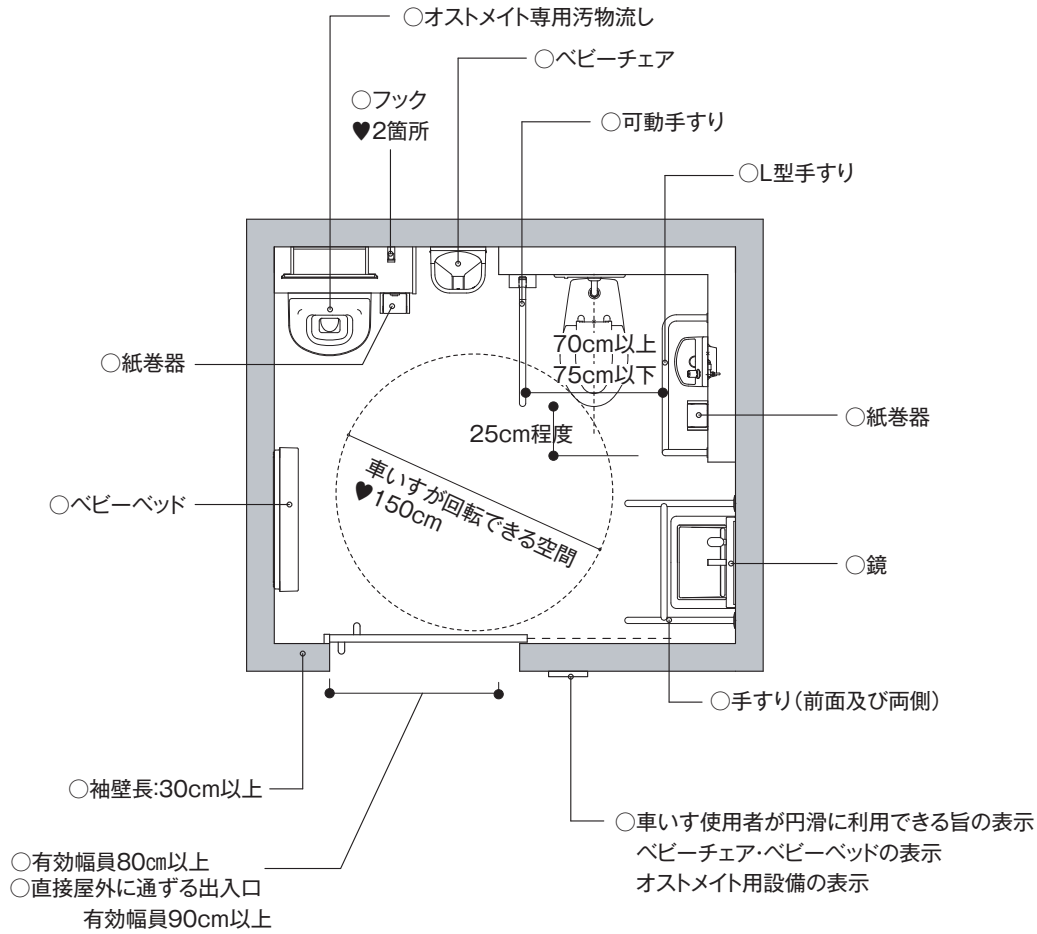
図9-13 便所の標識の整備例



便所の戸又はその付近に表示
 整備基準 9-(2)-ア-(7)、9-(2)-イ-(7)、9-(3)-ア、イ

- 便所の戸又はその付近を見れば、その便房の中にバリアフリー対応の設備があるか否か判断できるよう、便所の戸又はその付近にバリアフリー対応設備がある旨を表示する必要がある。
- 引き戸の場合は戸に表示し、開き戸の場合は戸の付近に表示し、戸が空いている状態で表示が見えるよう留意する。
- 戸又はその付近に表示が必要な便房は、車いす使用者用便房 (9-(2)-ア-(7))、オストメイト対応設備のある便房 (9-(2)-イ-(7))、ベビーチェアのある便房 (9-(3)-ア)、ベビーベッドのある便房 (9-(3)-イ) である。

図9-14 多機能便房の整備例



多機能便房

- 多機能便房とは、1室の便房の中で多様な利用者に対応するため、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備、ベビーベッド、ベビーチェア等の設備を配置した便房のことを指す。便房内の各設備については、「9 便所」の以下の項目を参照して整備すること。
 - 1 全ての便所に関する基準
 - 2-1 車いす使用者用便房に関する基準
 - 2-2 オストメイト用便房に関する基準
 - 3 ベビーベッド、ベビーチェアに関する基準
- 多様な利用者の使用に対応するため、各設備の配置について充分配慮すること。

基本的な考え

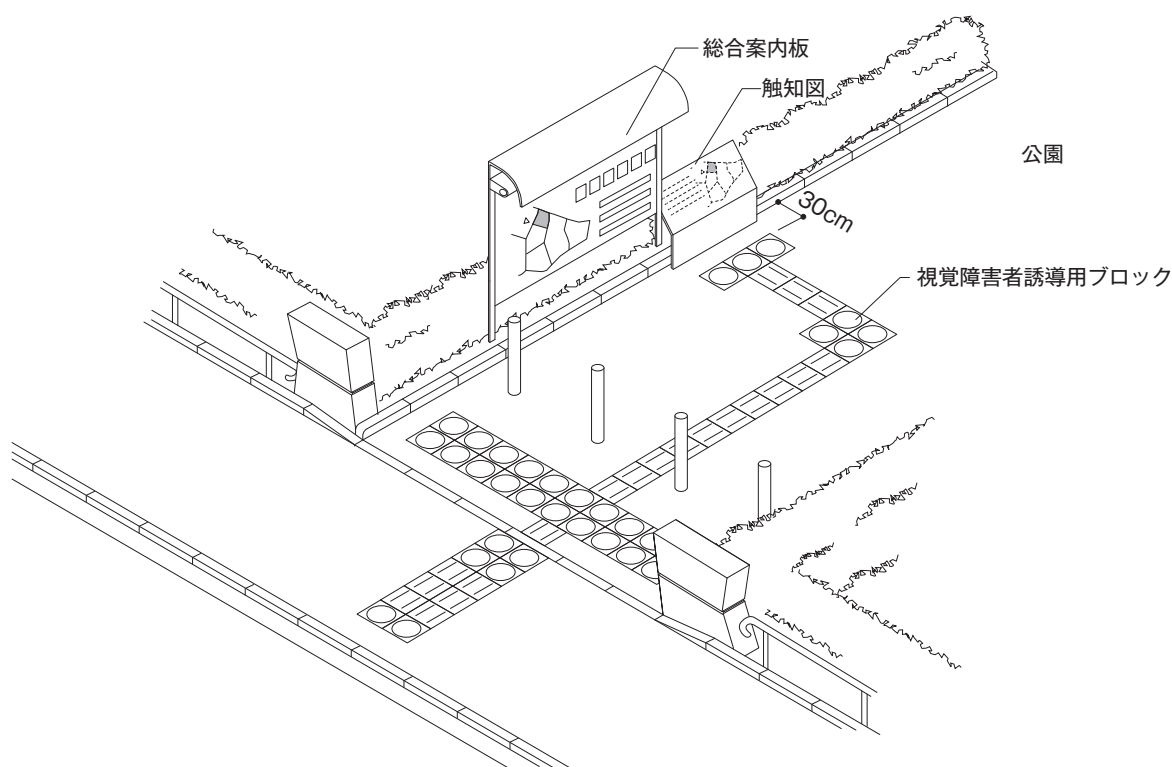
建築物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、当該施設へ確実にたどりつけるように、全ての人に分かりやすい文字・記号などで案内することが重要です。

案内設備の設置については、見やすい高さとするほか、通行の妨げとならないよう配慮する必要があります。また、合わせて照明や採光の計画にも配慮をする必要があります。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	同左	14-1
ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	—	
イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	—	
ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	—	
エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	—	
オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。	—	
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	同左	
ア 点字	同左	
イ 文字等の浮き彫り	同左	
ウ 音による案内	同左	
エ その他これらに類するもの	同左	
(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。	同左	

(参考：関連条文) 政令第 20 条、規則別表第 5 (14 の項)

図14-1 案内標示まわりの整備例



案内板の表記

整備基準 14-(1)

- 文字の書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。
- ♥ 漢字表記については、必要に応じひらがなを併記することが望ましい。
- ♥ 案内板には、車いす使用者用客席等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備についても、表示を行うことが望ましい。

案内板の配置

整備基準 14-(1)-イ、ウ、オ

- 通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。
- 案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より50~200cm程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から100cm程度の距離から見ることを想定している。
- 案内板の前面には、車いす使用者の回転に支障がないように水平な空間を設けることが必要である。(150cm×150cmが目安)

案内板の照明

整備基準 14-(1)-エ

- 夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

触知図の整備

整備基準14-(2)-ア、イ

- 音声や案内所により便所の配置等を示すことが困難な場合は、触知図を整備する。
- ♥ 触知図を整備する場合、必要最低限の案内(出入口から便所まで)だけではなく、公園の主要な施設を利用できるように公園施設の案内をすることが望ましい。
- 触地図等の視覚障害者に示すための案内設備を設ける場合は、歩道上から連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

⇒「15案内設備までの経路(建築物編)」(P.134)を参照

車いす使用者の声

案内図には、車いす使用者が利用可能なルート(移動等円滑化経路)が示されていると移動しやすいです。

